

【参考】実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」からの改正点

- ・ 以下の比較表では、実務対応報告第 16 号との主な相違箇所のみを記載している。また、当該相違箇所には下線を付している。
- ・ 以下の比較表では、適用指針案における項番号の順に記載している。

実務対応報告第 16 号	適用指針案
(新設)	1. <u>本適用指針は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)における「VII. 複合金融商品」のうち、「1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」を適用する際の指針を定める。</u>
(目的) <u>本実務対応報告は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)が平成 17 年 7 月 26 日に公布されたことに伴い、同法による新株予約権のうち平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)に示されていないもの及び同法による新株予約権付社債の会計処理についての実務上の取扱いを明らかにすることを目的としている。加えて、外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理及び会社法において新たに明示された自己新株予約権に関する会計処理についても取り扱っている。</u>	2. <u>本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権にも適用する。ただし、新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。</u>
(Q3 A1) <u>転換社債型新株予約権付社債(募集事項において、社債と新株</u>	3. <u>「会社法による転換社債型新株予約権付社債」とは、募集事項に</u>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）を、あらかじめ明確にしている新株予約権付社債）は、以前の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるため、その会計処理は以下のとおりとする。</p>	<p>において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）を、あらかじめ明確にしている新株予約権付社債で、<u>会社法の規定に基づき発行されたものをいう。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4. 「旧商法による転換社債型新株予約権付社債」とは、<u>新株予約権の行使があったときに代用払込の請求があったものとみなす旨（会社法施行日前の商法（以下「旧商法」という。）第 341 条ノ 3 第 1 項第 8 号）を決議し、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債で、旧商法の規定に基づき発行されたものをいう。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5. <u>会社法に基づき発行された新株予約権の会計処理は第 6 項から第 12 項により行う。なお、旧商法に基づき発行された新株予約権の会計処理については、実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 1 号」という。）Q1 A3 による。</u></p>
<p>(Q1 A1 (2))</p> <p>① 新株を発行する場合 新株予約権が行使され、新株を発行する場合の会計処理</p>	<p>7. 新株予約権が行使された場合の会計処理は次のように行う。</p> <p>(1) 新株を発行する場合 新株予約権が行使され、新株を発行する場合の会計処理は、当</p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額（会社法第 238 条第 1 項第 3 号）と新株予約権の行使に伴う払込金額（会社法第 236 条第 1 項第 2 号又は第 3 号）を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。</p>	<p>該新株予約権の発行に伴う払込金額（会社法第 238 条第 1 項第 3 号）と新株予約権の行使に伴う払込金額（会社法第 236 条第 1 項第 2 号）を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>19. <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債の会計処理は第 20 項から第 22 項により行う。なお、旧商法による転換社債型新株予約権付社債については、実務対応報告第 1 号 Q2 A3(2)による。</u></p>
<p>(Q3 A1 (1))</p> <p>② 新株予約権の行使時の会計処理</p> <p>ア 新株を発行する場合</p> <p>新株予約権が行使され、新株を発行する場合において、発行時に一括法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債の<u>社債金額（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合（金融商品会計基準第三 五）には当該金額を加減した金額）</u>を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。[設例 1]</p> <p>また、発行時に区分法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分<u>（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額）</u>と新株予約権の対価部分の合計額を、資本金又は資本金及び資本準備金に</p>	<p>21. <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたときの会計処理は次のように行う。</u></p> <p>(1) 新株を発行する場合</p> <p>新株予約権が行使され、新株を発行する場合において、発行時に一括法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債の<u>帳簿価額</u>を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。[設例 1]</p> <p>また、発行時に区分法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分<u>（帳簿価額）</u>と新株予約権の対価部分<u>（帳簿価額）</u>の合計額を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。</p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>振り替える。</p> <p>イ 自己株式を処分する場合</p> <p>新株予約権が行使され、自己株式を処分する場合の自己株式処分差額の会計処理は、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて取り扱う（自己株式等会計基準第 9 項から第 11 項）。</p> <p>なお、自己株式処分差額を計算する際の自己株式の処分の対価について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の<u>社債金額（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額）</u>とする。また、発行時に区分法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分（<u>発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額</u>）と新株予約権の対価部分の合計額とする。</p>	<p>(2) 自己株式を処分する場合</p> <p>新株予約権が行使され、自己株式を処分する場合の自己株式処分差額の会計処理は、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて取り扱う（自己株式等会計基準第 9 項、第 10 項及び第 12 項）。</p> <p>なお、自己株式処分差額を計算する際の自己株式の処分の対価について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の<u>帳簿価額</u>とする。また、発行時に区分法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分（<u>帳簿価額</u>）と新株予約権の対価部分（<u>帳簿価額</u>）の合計額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>23. <u>会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債（以下「その他の新株予約権付社債」という。）の会計処理は第 24 項及び第 25 項により次のように行う。なお、旧商法に基づき発行されたその他の新株予約権付社債については、実務対応報告第 1 号 Q2 A3(1)による。</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>(Q3 A2)</p> <p>(1) 発行者側の会計処理</p> <p><u>転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債</u>について、その発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する。社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は、新株予約権の発行者側の会計処理に準じて処理する（区分法）。</p> <p>また、新株予約権が行使されたときの会計処理については、<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の発行時に区分法を採用している場合に準じて処理する（<u>1(1)②</u>参照）。</p>	<p>24. <u>会社法に基づき発行されたその他の新株予約権付社債</u>について、その発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する。社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は、新株予約権の発行者側の会計処理に準じて処理する（<u>第 6 項参照</u>）（区分法）。</p> <p>また、新株予約権が行使されたときの会計処理については、<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の発行時に区分法を採用している場合に準じて処理する（<u>第 21 項参照</u>）。</p>
<p>(Q3 A2)</p> <p>(2) 取得者側の会計処理（新株予約権付社債の発行会社以外が取得者となる場合）</p> <p><u>転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債</u>の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する。社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理し、新株予約権の対価部分は、新株予約権の取得者側の会計処理に準じて処理する（区分法）。</p>	<p>25. <u>会社法に基づき発行されたその他の新株予約権付社債</u>の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する。社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理し、新株予約権の対価部分は、新株予約権の取得者側の会計処理に準じて処理する（<u>第 9 項参照</u>）（区分法）。</p>
<p>(新設)</p>	<p>26. <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、一定の事由が生じたことを条件として、当該転換社債型新株予約権付社債を取得できることとする条項（取得条項）が付された転換社債型新</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p>株予約権付社債について、発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理は次のように行う。</p> <p>(1) <u>取得の対価が現金の場合</u></p> <p>① <u>取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合</u> <u>発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合には、繰上償還する場合に準じて処理する。</u></p> <p>② <u>①以外の場合</u> <u>発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合において、発行時に一括法を採用しているときは自己社債の取得に準じて処理し、区分法を採用しているときには、取得の対価としての払出額を発行時における払込金額の区分（第 20 項参照）に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債の取得に準じて、新株予約権の対価部分は自己新株予約権の取得に準じて処理する（第 13 項参照）。</u></p> <p>(2) <u>取得の対価が自社の株式の場合〔設例2〕</u></p> <p>① <u>取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合</u> <u>発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p><u>社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより取得する場合には、会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使されたときに準じて処理する（第 21 項参照）。</u></p> <p>② <u>①以外の場合</u></p> <p><u>発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより取得する場合には、取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき資本金又は資本金及び資本準備金を増加させるとともに、発行時に一括法を採用しているときは取得した転換社債型新株予約権付社債を自己社債に準じて処理し、区分法を採用しているときには、当該時価を発行時における払込金額の区分（第 20 項参照）に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債に準じて、新株予約権の対価部分は自己新株予約権に準じて処理する。</u></p>
(新設)	<p>27. <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債のうち、取得条項が付された転換社債型新株予約権付社債について、発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理は次のように行う。</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p>(1) <u>発行者による取得の対価が現金の場合</u> <u>転換社債型新株予約権付社債の譲渡として処理する。したがって、譲渡した転換社債型新株予約権付社債の消滅を認識するとともに、譲渡した転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を当期の損益として処理する（金融商品会計基準第 11 項）。</u></p> <p>(2) <u>発行者による取得の対価が発行者（自社）の株式の場合</u> <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合に準じて処理する（第 22 項参照）。</u></p>
<p>(Q5 A)</p> <p><u>以下においては、会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債について、実務上多く用いられている一括法を適用した場合の取扱いを明らかにしている。[設例 2]</u></p>	<p>28. <u>会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債について、発行時に一括法を採用している場合の発行者側の会計処理は次のように行う。なお、旧商法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債については、実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 11 号」という。）による。[設例 3]</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>29. <u>会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債について、発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理は次のように行う。</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p>(1) <u>外貨建社債の対価部分</u> <u>外貨建社債の対価部分の発行時の円貨への換算は発行時の為替相場により、決算時の円貨への換算は決算時の為替相場による</u> <u>(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(以下「外貨実務指針」という。)</u> <u>第 19-6 項)。</u>また、<u>新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該権利行使時の為替相場による。</u></p> <p>(2) <u>外貨建新株予約権の対価部分</u> <u>外貨建新株予約権の対価部分の発行時及び決算時の円貨への換算並びに新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、発行時の為替相場による</u> <u>(外貨実務指針第 19-2 項及び第 19-3 項)。</u></p>
(新設)	<p>30. <u>会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の取得者側における円貨への換算は、外貨実務指針第 19-9 項による。</u></p>
(新設)	<p>32. <u>本適用指針は、本適用指針公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日(平成 18 年 5 月 1 日)以後本適用指針公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、本適用指針を適用することができる。</u> <u>なお、本適用指針の適用により、実務対応報告第 16 号「会社法</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p><u>による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い</u>（以下「<u>実務対応報告第 16 号</u>」という。）は廃止する。</p>
<p>（目的）</p> <p><u>新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理については、平成 14 年 3 月 29 日に実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（最終改正平成 17 年 12 月 27 日）（以下「実務対応報告第 1 号」という。）及び平成 15 年 9 月 22 日に実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 11 号」という。）が公表されている。</u></p>	<p>33. <u>払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理については、これまで、金融商品会計基準、金融商品会計実務指針、実務対応報告第 1 号、実務対応報告第 11 号及び実務対応報告第 16 号においてそれぞれ取り扱われてきた。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>34. <u>本適用指針は、企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」が平成 18 年 8 月 11 日に企業会計基準第 10 号として改正され、転換社債及び新株引受権付社債に関する定めが新株予約権付社債に関する定めに改められたことから、実務対応報告第 16 号の内容を企業会計基準第 10 号の適用上の指針として定めたものである。また、実務対応報告第 16 号では取り扱われていなかった外貨建転換社債型新株予約権付社債に関する取得者側及び発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理について明らかにしている。</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
(新設)	<p>35. <u>さらに、本適用指針では、会社法において、一定の事由が生じたことを条件として、発行者がその新株予約権付社債を取得できることとする条項（取得条項）が付された新株予約権付社債を発行することが可能となったため、その会計処理を取り扱うこととした。これは、実務対応報告第 16 号の公表後に、本件に関する質問が多く寄せられたことに対応するものである。</u></p>
(新設)	<p>36. <u>本適用指針では、新株予約権について、現金を対価として受け取り、付与されたものを適用範囲としている（第 2 項参照）。これは、平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）で取り扱われていない新株予約権の会計処理を適用範囲とする趣旨である。ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対して、ストック・オプションを付与する取引の他、企業が財貨又はサービスを取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引は前提としていない。したがって、当該取引の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。</u></p> <p><u>なお、敵対的買収防止策として一定の者に自社株式オプション（新株予約権）が付与される取引のように、対価性のないことが明確である取引の場合には、当該取引に関して費用を認識しないこと</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p><u>がストック・オプション会計基準で示されているため（ストック・オプション会計基準第 33 項）、当該取引について本適用指針の定めは適用されないこととなる。ただし、敵対的買収防止策として付与した自社株式オプション（新株予約権）を消却する場合等に生じる自己新株予約権の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。</u></p>
<p>(Q3 A1)</p> <p>なお、<u>転換社債型新株予約権付社債</u>について、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合とは、以前の転換社債と経済的実質が同一となるように、例えば、以下のいずれかが募集事項に照らして明らかな場合である。</p> <p>① 新株予約権について取得事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。</p> <p>② 新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること、<u>かつ</u>、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消滅すること。</p>	<p>37. <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債</u>について、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合（第 3 項参照）とは、以前の転換社債と経済的実質が同一となるように、例えば、以下のいずれかが募集事項に照らして明らかな場合である。</p> <p>(1) 新株予約権について取得事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。</p> <p>(2) 新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に取得されること、<u>また</u>、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消滅すること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>38. <u>旧商法による転換社債型新株予約権付社債</u>について、<u>社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合（第 4 項参照）</u>とは、以前の転換社債と経済的実質が</p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p>同一となるように、例えば、以下のいずれかが社債要項等に照らして明らかな場合である。</p> <p>(1) <u>新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。</u></p> <p>(2) <u>新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、また、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること。</u></p>
<p>(Q1 A1 (1))</p> <p><u>実務対応報告第 1 号において、新株予約権の発行価額は、以前の新株引受権付社債の会計処理（「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第六一）を勘案し、負債の部に計上することとしていたが、平成 17 年 12 月 9 日公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）に従い、新株予約権は純資産の部に表示することとなる（純資産会計基準第 4 項及び第 7 項）。</u></p>	<p>39. <u>新株予約権に関する表示について、平成 17 年 12 月 9 日公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）の適用前においては、以前の新株引受権付社債の会計処理を勘案し、その発行価額を仮勘定として負債の部に計上することとしていたが、純資産会計基準の適用に伴い、その発行に伴う払込金額を純資産の部に計上することとなった（純資産会計基準第 4 項及び第 7 項）（第 6 項参照）。</u></p>
<p>(Q3 A1)</p> <p><u>「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「金融商品会計意見書」という。）によれば、契約の一方の当事者の</u></p>	<p>44. <u>金融商品会計基準では、複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的であるとされている。しかしながら、以前の転換社債については、転換権が行使されると社債は消滅し、社債の償還権と転換権が同時に各々存在し得ないことから、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいとされている（金融商品会計意見書Ⅲ 七 1）。</p> <p>金融商品会計意見書の考え方は、以前の転換社債と経済的実質が同一である会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債の会計処理にも適用することが可能と考えられるため、発行者側については、以前の転換社債と同様に、一括法と区分法のいずれの方法も認められることとし（金融商品会計基準第六 一 2 (1)）、取得者側については、一括法により処理することとした（金融商品会計基準第六 一 2 (2)）。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する場合には、金融商品会計基準注解（注 15）1 に準ずる方法によることとなるが、社債と新株予約権それぞれの払込金額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合には、当該払込金額の比率で配分する方法を適用することは適当</p>	<p>融商品に区分して、それぞれ処理方法を定めている。このうち、前者、すなわち、新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品は、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的であると、その他の新株予約権付社債は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要であるとしている。</p> <p>しかしながら、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）をあらかじめ明確にしている転換社債型新株予約権付社債については、以前の転換社債と経済的実質が同一であり、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられるため、区分して処理する方法に加え、一体として処理する方法も認めている（金融商品会計基準第 112 項及び第 113 項）（第 20 項参照）。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する場合には、金融商品会計基準（注 15）1 によることとなるが、社債と新株予約権それぞれの払込金額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合には、当該払込金額の比率で配分する方法を適用することは適当でない。このような場合には、</p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>でない。このような場合には、<u>区分法における他の方法を適用することとなる。</u></p>	<p><u>新株予約権付社債を区分する他の方法を適用することとなる。</u></p>
<p>(Q3 A1)</p> <p>また、<u>会社法施行日前の商法（以下「旧商法」という。）</u>では、従前の転換社債型新株予約権付社債について、社債の発行価額（旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 1 号）と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（旧商法第 341 条ノ 13 第 1 項）が同額でなければならず（旧商法第 341 条ノ 3 第 2 項）、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされる（旧商法第 341 条ノ 15 第 5 項及び旧商法第 280 条ノ 20 第 4 項）とされていた。</p> <p>しかしながら、会社法ではこれらの定めが存在しないため、<u>本実務対応報告</u>では、新株予約権が行使されたときに資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額について、発行時に一括法を採用している場合は、<u>当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額）</u>とし、発行時に区分法を採用している場合は、<u>当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額）</u>と新株予約権の対価部分の合計額と<u>した</u>。この結果、新株予約権が</p>	<p>45. 旧商法では、従前の転換社債型新株予約権付社債について、社債の発行価額（旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 1 号）と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（旧商法第 341 条ノ 13 第 1 項）が同額でなければならず（旧商法第 341 条ノ 3 第 2 項）、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされる（旧商法第 341 条ノ 15 第 5 項及び第 280 条ノ 20 第 4 項）とされていた。</p> <p>しかしながら、会社法ではこれらの定めが存在しないため、<u>本適用指針</u>では、新株予約権が行使されたときに資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額について、発行時に一括法を採用している場合は、<u>当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額</u>とし、発行時に区分法を採用している場合は、<u>当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分（帳簿価額）</u>と新株予約権の対価部分（<u>帳簿価額</u>）の合計額と<u>している（第 21 項参照）</u>。この結果、新株予約権が行使されたときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益が生じないこととなる。</p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>行使されたときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益が生じないこととなる。</p>	
<p>(Q3 A2)</p> <p><u>金融商品会計意見書によれば、新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的であるとされている</u>（金融商品会計意見書Ⅲ 七 1）。</p> <p>したがって、<u>転換社債型新株予約権付社債以外の場合、発行者側及び取得者側ともに区分法を適用することとした</u>。これは、以前の新株引受権付社債の会計処理について、分離型あるいは非分離型を区別することなく、発行者側及び取得者側ともに区分法を適用していること（金融商品会計基準第六 一 1）と整合的である。</p> <p>なお、区分法を適用する場合には、金融商品会計基準<u>注解</u>（注 15）に<u>準ずる方法</u>によることとなるが、社債と新株予約権それぞれ</p>	<p>46. <u>金融商品会計基準では、新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的であるとされている。さらに、個々の複合金融商品の様態及び取引実態において、その他の新株予約権付社債は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要であるとされている</u>（金融商品会計基準第 112 項）。</p> <p>したがって、<u>その他の新株予約権付社債については、発行者側及び取得者側ともに区分法を適用することとしている</u>（第 24 項及び第 25 項参照）。これは、以前の新株引受権付社債の会計処理について、分離型あるいは非分離型を区別することなく、発行者側及び取得者側ともに区分法を適用していたことと整合的である。</p> <p>なお、区分法を適用する場合には、金融商品会計基準（注 15）によることとなるが、社債と新株予約権それぞれの払込金額が明</p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
<p>れの払込金額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合には、当該払込金額の比率で配分する方法を適用することは適当でない。このような場合には、<u>区分法における他の方法を適用することとなる。</u></p>	<p>らかに経済的に合理的な額と乖離する場合には、当該払込金額の比率で配分する方法を適用することは適当でない。このような場合には、<u>新株予約権付社債を区分する他の方法を適用することとなる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>47. <u>会社法では、取得条項付の新株予約権付社債を発行することができることとされた（会社法第 236 条第 1 項第 7 号）。本適用指針では、転換社債型新株予約権付社債が以前の転換社債と経済的実質が同一であることを前提に、発行者は一括法と区分法のいずれかの方法により会計処理することとしている（第 20 項参照）が、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債についても、これに付された新株予約権が転換社債型新株予約権付社債権者により行使されたときに自社の株式が交付されるなど、以前の転換社債と経済的実質が同一であることを前提に、発行者は一括法と区分法のいずれかの方法により会計処理することができるものと考えている。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>48. <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、現金を対価として当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理について、当該転換社債型新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合には、繰上償還と経済的実質が同一であることから、これに準じて処理することと</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p><u>した（第 26 項(1)①参照）。したがって、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とその対価としての払出額との差額を当期の損益として処理することとなる。</u></p> <p><u>一方、募集事項の内容等が上記以外の場合には、自己社債の取得及び自己新株予約権の取得に準じて処理することとした（第 26 項(1)②参照）。この場合、当該転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、その対価としての払出額に基づき算定することとなり、取得時には損益が計上されないこととなる。</u></p> <p><u>なお、自己社債については、これまでの会計慣行を踏まえ、金融商品会計基準における有価証券の会計処理に準じて処理する。</u></p> <p><u>また、会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、取得条項に基づき、自社の株式の市場価格が転換価格を下回る場合において、社債金額に基づく金額により現金を対価として当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理についても、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項が付されている場合と同様に、繰上償還並びに自己社債の取得及び自己新株予約権の取得に準じて処理することとなる。</u></p>
(新設)	<p>49. <u>会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合の発行者側の会計処理について、当該転換社債型新</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p>株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合には、<u>転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であることから、本適用指針では、これらの会計処理を整合させることとした（第 26 項(2)①参照）。</u>これは、従来、発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合において繰上償還条項に基づき繰上償還を行うことを明らかにすることにより、<u>転換社債権者が転換権を行使していた繰上償還権付転換社債と経済的実質が類似しており、当該繰上償還権付転換社債に係る従来の会計処理とも整合的である。</u></p> <p><u>したがって、取得の対価が新株の場合において、発行時に一括法を採用しているときの資本金又は資本金及び資本準備金の増加額は、取得した転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に基づき算定され、発行時に区分法を採用しているときの資本金又は資本金及び資本準備金の増加額は、取得した転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分と新株予約権の対価部分の帳簿価額の合計額に基づき算定されることとなる。この結果、発行者が取得条項に基づき転換社債型新株予約権付社債を取得したときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益は計上されないこととなる。</u></p> <p><u>一方、会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p>項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得する場合であっても、募集事項の内容等が上記以外の場合には、<u>転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとはいえず、むしろ自己社債の取得及び自己新株予約権の取得として会計処理することが適当であるものとした（第 26 項(2)②参照）。</u></p> <p><u>したがって、取得の対価が新株の場合における資本金又は資本金及び資本準備金の増加額は、取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき算定されることとなる。この結果、発行者が取得条項に基づき転換社債型新株予約権付社債を取得したときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益は計上されないこととなる。</u></p>
(新設)	<p>50. <u>転換社債型新株予約権付社債の発行者が、発行者（自社）の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を転換価格で除した自社の株式数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得する限りにおいては、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であることから、本適用指針では、これらの会</u></p>

実務対応報告第 16 号	適用指針案
	<p><u>計処理を整合させることとした (第 27 項(2)参照)。</u></p> <p><u>したがって、転換社債型新株予約権付社債権者が、取得条項に基づき、転換社債型新株予約権付社債を発行者に譲渡し、対価として発行者の株式を取得した場合には、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を株式に振り替えることとなる。</u></p>
<p>(Q4 A)</p> <p>社債と新株予約権は別々に証券が発行されるので発行後には個別に流通することになるが、<u>社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合には、発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、その経済的実質は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債と同一であると考えられる。</u>したがって、発行者側及び取得者側ともに会計処理は区分法 <u>(Q3 の A2 参照)</u> により行うことが適当であると考えられる。</p> <p>なお、社債と新株予約権を同時に募集していない場合又は両者を同時に割り当てていない場合でも、実質的に一体のものとみられるときは、社債と新株予約権を個々に会計処理せずに、それぞれの払込金額を合計した上で区分法を適用することに留意する必要がある。例えば、社債と新株予約権を同時に募集していない場合とは一部の割当てを時間的にずらしているような場合であり、両者を同時に割り当てていない場合とは一部の社債と新株予約権の割当てを別々の者に行うような場合である。</p>	<p>52. <u>社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合、社債と新株予約権は別々に証券が発行されるので発行後は個別に流通することになるが、発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、その経済的実質はその他の新株予約権付社債と同一であると考えられる。</u>したがって、発行者側及び取得者側ともに会計処理は区分法により行うことが適当である <u>(第 31 項参照)</u>。</p> <p>なお、社債と新株予約権を同時に募集していない場合又は両者を同時に割り当てていない場合でも、<u>両者が実質的に一体のものとみられるときは、社債と新株予約権を個々に会計処理せずに、それぞれの払込金額を合計した上で区分法を適用することに留意する必要がある。</u>例えば、社債と新株予約権を同時に募集していない場合とは、一部の割当てを時間的にずらしているような場合であり、両者を同時に割り当てていない場合とは、一部の社債と新株予約権の割当てを別々の者に行うような場合である。</p>

設 例

〔設例 1〕 転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）

1. 前提条件

- (1) 転換社債型新株予約権付社債の発行
額面総額：500,000 千円
払込金額：450,000 千円（割引発行）
期間：X1 年 4 月 1 日から X11 年 3 月 31 日（10 年間）
- (2) 社債発行差金は償還期間で定額法により償却する。
- (3) 決算日は 3 月 31 日である。
- (4) X3 年 4 月 1 日に、上記転換社債型新株予約権付社債のすべてについて新株予約権の行使の請求があり、新株を発行した。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株当たりの金額（転換価格）は 50 千円とする。新株の発行時に出資された額はすべて資本金とする。
- (6) 社債利息については考慮しないものとする。

2. 会計処理

（単位：千円）

(1) 発行時（X1 年 4 月 1 日）

現金預金	450,000	社債	500,000
社債発行差金	50,000		

設 例

〔設例 1〕 転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）

1. 前提条件

- (1) 転換社債型新株予約権付社債の発行
額面総額：500,000 千円
払込金額：450,000 千円（割引発行）
期間：X1 年 4 月 1 日から X11 年 3 月 31 日（10 年間）
利率：0%
- (2) 決算日は 3 月 31 日である。
- (3) X3 年 4 月 1 日に、上記転換社債型新株予約権付社債のすべてについて新株予約権の行使の請求があり、新株を発行した。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株当たりの金額（転換価格）は 50 千円とする。新株の発行時に出資された額はすべて資本金とする。
- (5) 償却原価法の適用にあたっては、定額法によるものとする。

2. 会計処理

（単位：千円）

(1) 発行時（X1 年 4 月 1 日）

現金預金	450,000	社債	450,000
------	---------	----	---------

実務対応報告第 16 号	適用指針案																																				
<p>(2) 決算日 (X2 年 3 月 31 日)</p> <table border="1" data-bbox="271 311 1064 411"> <tr> <td>社債発行差金</td> <td>5,000</td> <td>社債発行差金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>償却</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 決算日 (X3 年 3 月 31 日)</p> <table border="1" data-bbox="271 507 1064 608"> <tr> <td>社債発行差金</td> <td>5,000</td> <td>社債発行差金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>償却</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 新株予約権行使時 (X3 年 4 月 1 日)</p> <table border="1" data-bbox="271 703 1064 895"> <tr> <td>社債</td> <td>500,000</td> <td>資本金 (注 1)</td> <td>460,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>社債発行差金 (注 2)</td> <td>40,000</td> </tr> </table> <p>(注 1) 権利行使により資本金に振り替える額は、新株予約権が行使された転換社債型新株予約権付社債の社債金額 (発行時における社債金額と払込金額との差額に係る未償却残高 (社債発行差金残高) がある場合には当該金額を加減した金額)</p> <p>(注 2) $50,000 \text{ 千円} \times 8 \text{ 年} / 10 \text{ 年} = 40,000 \text{ 千円}$</p>	社債発行差金	5,000	社債発行差金	5,000	償却				社債発行差金	5,000	社債発行差金	5,000	償却				社債	500,000	資本金 (注 1)	460,000			社債発行差金 (注 2)	40,000	<p>(2) 決算日 (X2 年 3 月 31 日)</p> <table border="1" data-bbox="1131 311 1928 363"> <tr> <td>社債利息</td> <td>5,000</td> <td>社債</td> <td>5,000</td> </tr> </table> <p>(3) 決算日 (X3 年 3 月 31 日)</p> <table border="1" data-bbox="1131 507 1928 560"> <tr> <td>社債利息</td> <td>5,000</td> <td>社債</td> <td>5,000</td> </tr> </table> <p>(4) 新株予約権行使時 (X3 年 4 月 1 日)</p> <table border="1" data-bbox="1131 703 1928 756"> <tr> <td>社債</td> <td>460,000</td> <td>資本金 (注) 460,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 権利行使により増加する資本金の額は、新株予約権が行使された転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に基づき算定する。</p>	社債利息	5,000	社債	5,000	社債利息	5,000	社債	5,000	社債	460,000	資本金 (注) 460,000	
社債発行差金	5,000	社債発行差金	5,000																																		
償却																																					
社債発行差金	5,000	社債発行差金	5,000																																		
償却																																					
社債	500,000	資本金 (注 1)	460,000																																		
		社債発行差金 (注 2)	40,000																																		
社債利息	5,000	社債	5,000																																		
社債利息	5,000	社債	5,000																																		
社債	460,000	資本金 (注) 460,000																																			
(新設)	<p>[設例 2] 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理 (一括法)</p> <p>1. 前提条件</p>																																				

実務対応報告第 16 号	適用指針案					
	<p>(1) <u>取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行</u> <u>額面総額：100,000 千円</u> <u>払込金額：100,000 千円</u> <u>期間：X1 年 4 月 1 日から X11 年 3 月 31 日（10 年間）</u> <u>利率：0%</u></p> <p>(2) <u>発行者は、自社の株式の市場価格が転換価格を上回った場合にのみ、自社の株式を対価として、(1) の転換社債型新株予約権付社債を取得することができる。</u></p> <p>(3) <u>発行者による取得と同時に、(1) の転換社債型新株予約権付社債を消却することが募集事項に照らして明らかである。</u></p> <p>(4) <u>取得者（転換社債型新株予約権付社債権者）による新株予約権の行使、又は、発行者による転換社債型新株予約権付社債の取得に際して、出資をなすべき 1 株当たりの金額（転換価格）は 100,000 千円とする。</u></p> <p>(5) <u>発行者は、X3 年 5 月 1 日に、自社の株式の市場価格が 110,000 千円となったため、取得条項に基づき、(1) の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として新株を発行した。また、取得した転換社債型新株予約権付社債は、取得と同時に消却が行われた。</u></p> <p>(6) <u>新株の発行時に</u>出資された額はすべて資本金とする。</p> <p>2. <u>会計処理</u></p> <p>(1) <u>発行時（X1 年 4 月 1 日）</u> （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>現金預金</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">100,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 10%;"><u>社債</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">100,000</td> </tr> </table>	<u>現金預金</u>	100,000	/	<u>社債</u>	100,000
<u>現金預金</u>	100,000	/	<u>社債</u>	100,000		

(2) 取得日 (X3 年 5 月 1 日)

社債	100,000	／	資本金	100,000
----	---------	---	-----	---------

(注 1) 会社法上は、取得した転換社債型新株予約権付社債を帳簿価額 100,000 千円で計上し、これを資本金 (1. (6) 参照) とした上で、当該転換社債型新株予約権付社債の消却を行うこととなる。

なお、発行者による取得と同時に、1. (1) の転換社債型新株予約権付社債を消却することが募集事項に照らして明らかではない場合の会計処理は次のようになる。

(1) 発行時 (X1 年 4 月 1 日)

現金預金	100,000	／	社債	100,000
------	---------	---	----	---------

(2) 取得日 (X3 年 5 月 1 日)

自己社債	110,000	／	資本金	110,000
------	---------	---	-----	---------

(注 2) 取得した転換社債型新株予約権付社債を取得の対価となる自社の株式の時価 110,000 千円で計上し、これを資本金とする。

以 上